

議 決 事 項

公告第1号

規則の制定

予防接種法関係業務等特別会計経理規則を次のように制定する

予防接種法関係業務等特別会計経理規則

(特別会計)

第1条 宮城県国民健康保険団体連合会規約（昭和34年3月23日。以下「規約」という。）第6条第6項に規定する業務の経理を他の会計と区分して行うため、予防接種法関係業務等特別会計を設置する。

(勘定区分)

第2条 予防接種法関係業務等特別会計は、業務勘定及び予防接種委託料支払勘定に区分する。

(歳入及び歳出)

第3条 業務勘定においては、負担金、手数料、国庫支出金、都道府県支出金、借入金及び附属雑収入をもってその歳入とし、規約第6条第6項に規定する業務の諸費をもってその歳出とする。

2 予防接種委託料支払勘定においては、予防接種委託料の支払のための受入金、都道府県支出金、借入金及び附属雑収入をもってその歳入とし、予防接種委託料の支払のための支出金、借入金の償還金及び利子並びに附属諸費をもってその歳出とする。

(一時借入金)

第4条 宮城県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は、一時借入金をすることができる。

2 一時借入金は、当該会計年度内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第5条 連合会は、次の方法により業務上の余裕金を運用する。

- (1) 銀行その他金融機関への預金
- (2) 信託会社又は信託業務を営む銀行に対する金銭信託
- (3) 国債又は地方債の取得

(帳簿)

第6条 連合会に、歳入簿及び市町村別収入簿並びに歳出簿その他必要な帳簿を備え、収入支出に関する事項を管理する。

(細目)

第7条 この規則に定めるもののほか、予防接種法関係業務等特別会計に関して必要な細目は理事長が定める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

予防接種委託料支払規則を次のように制定する。

予防接種委託料支払規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 予防接種委託料の請求の受理及び事務処理（第4条—第7条）
- 第3章 支払額及び請求額の算出（第8条—第10条）
- 第4章 支払手続（第11条）
- 第5章 請求手続（第12条・第13条）
- 第6章 過誤調整（第14条—第17条）
- 第7章 財務（第18条）
- 第8章 補則（第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 宮城県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が行う、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に定める定期の予防接種等（市町村が行う任意の予防接種を含む。以下同じ。）の実施の委託を受けた者（以下「予防接種受託機関」という。）に対する当該定期の予防接種等の実施事務等の処理に要する費用（以下「予防接種委託料」という。）の支払に関する業務については、法令及び規約に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（委託）

第2条 市町村は、予防接種委託料の支払に関する事務を連合会に委託するときは、予防接種委託料の支払に係る委託契約を連合会と締結するものとする。

2 前項の契約締結があったときは、連合会は、その契約締結があった日の属する月分の予防接種委託料から、その支払を行うものとする。

（迅速、適正かつ公平な処理）

第3条 連合会は、予防接種委託料の支払に関する事務の委託を受けたときは、これを迅速、適正かつ公平に行うものとする。

第2章 予防接種委託料の請求の受理及び事務処理

（受付）

第4条 連合会は、市町村から、電子情報処理組織（連合会が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と市町村が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して予防接種委託料の請求が連合会の電子計算機に備え付けられたファイルに記録されたときは、受付日を記録する。

（市町村の確認）

第5条 予防接種委託料の請求は、あらかじめ委託契約を締結した市町村が提出したものであることを確認する。

（請求の点検及び保留）

第6条 市町村の確認を終え、予防接種委託料の請求を受理したときは、これを点検し、当該予防接種委託料を請求した予防接種受託機関の過誤累計額が請求額を上回る場合は、当該予防接種委託料の請求を保留する。

(保留の通知)

第7条 前条の規定により予防接種委託料の請求を保留した場合は、当該予防接種委託料を請求した予防接種受託機関に確実な方法で速やかに通知するものとする。

第3章 支払額及び請求額の算出

(支払算定額及び支払確定額の算出)

第8条 第6条の点検が終わったときは、予防接種受託機関別の支払算定額を算出する。

2 支払算定額を算出したときは、第16条の過誤額を加減し、予防接種受託機関別の支払確定額を算出する。

(請求算定額及び請求確定額の算出)

第9条 第6条の点検が終わったときは、市町村別の請求算定額を算出する。

2 請求算定額を算出したときは、第15条の過誤額を加減し、市町村別の請求確定額を算出する。

(検算及び突合)

第10条 前2条の算出にあたっては、その計算の過程において必要な検算及び突合を行うものとする。

第4章 支払手続

第11条 支払確定額を決定したときは、当該支払確定額を決定した日の属する月の翌月末日までに、指定銀行を通じて、予防接種受託機関に対し支払の手続をとる。

第5章 請求手続

(予防接種委託料の請求)

第12条 請求確定額を決定したときは、市町村別に払込請求書を作成し、払込請求書に請求内訳書を添えて、原則として請求額を決定した日の属する月の20日(ただし、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合はこれらの日の翌日)までに予防接種委託料の払込みを請求する。

(市町村の払込み)

第13条 市町村は、連合会から予防接種委託料の払込みの請求を受けたときは、原則としてその請求を受けた日の属する月の翌月10日(ただし、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合はこれらの日の翌日)までに連合会に当該予防接種委託料を払い込むものとする。

第6章 過誤調整

(過誤調整)

第14条 市町村に対する請求確定額又は予防接種受託機関に対する支払確定額を決定した後にこれらの計数に異動が生じたときは、過誤として処理する。

(請求関係の過誤)

第15条 市町村から請求額の過誤の通知を受け、これを確認したとき、又は連合会が請求額の過誤を発見したときは、未調整過誤予定一覧(様式第1号)を作成し、原則として翌月以後分の請求において調整するとともに、予防接種受託機関に対する支払額に異動が生じたときは、次条の規定により処理する。

2 前項の処理をしたときは、過誤明細書(様式第2号)を作成し、払込請求書に添えて送付する。

3 翌月以後分の請求において過誤を調整することができない事由があるときは、市町村に対し、返還の処理を行う。

(支払関係の過誤)

第16条 予防接種受託機関から支払額の過誤の通知を受け、これを確認したとき、又は連合会が支払額の過誤を発見したときは、未調整過誤予定一覧を作成し、原則として翌月以後分の支払において調整するとともに、市町村に対する請求額に異動が生じたときは、前条の規定により処理する。

2 翌月以後分の支払において過誤を調整することができない事由があるときは、予防接種受託機関に対し、保留の手続をとる。

(過誤額の算出)

第17条 未調整過誤予定一覧は、毎月1回、請求算定額及び支払算定額の算出時に締め切り、過誤額を算出する。

2 第10条の規定は、過誤額の算出について準用する。

第7章 財務

(経理規則)

第18条 予防接種委託料の支払に関する業務の財務については、この規則に定めるもののほか、予防接種法関係業務等特別会計経理規則の定めるところによる。

第8章 補則

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、予防接種業務に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

公告第3号

規則・規程の一部改正

積立資産の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則

(概要)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第6条による改正後の予防接種法（昭和23年法律第68号）が令和8年6月1日から施行されることに伴い、新たに設置される予防接種法関係業務等特別会計に、各種積立資産を設ける。

公告第4号

事務局組織規則の一部を改正する規則

(概要)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第6条による改正後の予防接種法（昭和23年法律第68号）が令和8年6月1日から施行され、新たに市町村長及び都道府県知事が定期の予防接種等の実施事務等の処理に要する費用の支払に関する事務等を国民健康保険団体連合会に委託することができることとなったことから、本会の分掌事務に「予防接種法関係業務等に関すること」を追加するとともに、介護情報基盤の運用開始に伴い「介護情報基盤に関すること」を追加する。

公告第5号

情報公開に関する規則の一部を改正する規則

(概要)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第6条による改正後の予防接種法（昭和23年法律第68号）が令和8年6月1日から施行されることに伴い、情報公開に関する規則の適用除外となる情報に、「予防接種に係る予診情報」及び「予防接種記録」を追加するとともに、障害者総合支援法関連等の文言の整理を行う。

公告第6号

特定個人情報等取扱規程の一部を改正する規程

(概要)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第6条による改正後の予防接種法（昭和23年法律第68号）が令和8年6月1日から施行され、連合会の業務として予防接種等の実施事務等の処理に要する費用の支払に関する事務等が定められたことから、個人情報の取り扱いについて予防接種法に係る情報を追加する。

公告第7号

診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則

(概要)

令和7年度で風しん追加対策事業に要する費用の支払等業務が終了したことに伴い、「国民健康保険団体連合会規約例等の一部改正等について」の一部改正等に準拠し、文言の整理を行う。

公告第8号

令和7年度各種会計歳入歳出補正予算

令和7年度一般会計歳入歳出補正予算（第2号）

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95,412千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ258,135千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表1「歳入歳出予算補正」による。

令和7年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第3号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,938千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,123,311千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表1「歳入歳出予算補正」による。
-

令和7年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,665千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ983,533千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表1「歳入歳出予算補正」による。
-

令和7年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算
（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,713千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71,464千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表1「歳入歳出予算補正」による。
-

令和7年度介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,074千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ743,171千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表1「歳入歳出予算補正」による。
-

令和7年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

（歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ872千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98,437千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表1「歳入歳出予算補正」による。
-

令和7年度診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療費支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ300,000千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,379,395千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表1「歳入歳出予算補正」による。

令和7年度職員退職手当特別会計歳入歳出補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,637千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表1「歳入歳出予算補正」による。

公告第9号

規約の改正

規約の一部を改正する規約

（概要）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第6条による改正後の予防接種法（昭和23年法律第68号）が令和8年6月1日から施行され、新たに市町村長及び都道府県知事が定期の予防接種等の実施事務等の処理に要する費用の支払に関する事務等を国民健康保険団体連合会に委託することができることとなったことから、本会が実施することができる業務を規定するもの。

公告第10号

令和8年度歳入歳出予算

令和8年度予防接種法関係業務等特別会計歳入歳出予算

（歳入歳出予算）

第1条 各勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ次の各号に定める額とする。

- | | |
|----------------|---------|
| （1）業務勘定 | 4,007千円 |
| （2）予防接種委託料支払勘定 | 201千円 |

2 歳入歳出予算の金額は、別表2「令和8年度各種会計歳入歳出予算総括表」による。

債務負担行為の設定

財務規則（平成 11 年規則第 2 号）第 15 条の 6 の規定に基づき、次のとおり債務負担行為を設定する。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左の財源内容		
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源		一般 財源
						国・県 支出金	その 他	
1 OCRシステム機器 更改及び運用業務 について令和11年 度までに374,292千 円を限度として支 払うものとする。	千円 374,292		千円	令和 8 年度 く 令和11 年度	千円 374,292	千円	千円	千円 374,292